

○津山市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱

平成27年6月30日

津山市告示第79号

改正 平成31年3月31日告示第270号

(趣旨)

第1条 市長は、本市への就職に伴う移住者及び本市の定住人口の増加を図るため、津山圏域内の事業所への就職等を機に賃貸住宅を利用して、本市へ転入する移住者に対し、予算の範囲内において、津山市就職促進家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定住 本市に3年以上居住することを前提として、本市の住民基本台帳に記録され（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(2) 賃貸住宅 本市内に所在する居住用の賃貸住宅をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 社宅、官舎、社員寮等の事業主から貸与されている住宅

イ 市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅

ウ 2親等以内の親族が所有する住宅及び賃貸住宅

(3) 家賃 賃貸借契約に定められた月額賃借料であつて、消費税の額を含み、共益費、管理費、駐車場利用料、光熱水費等の諸経費の額を除いたものをいう。

(4) 津山圏域 津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町、久米郡久米南町及び同郡美咲町の1市5町の区域をいう。

(5) 移住者 移住の契機となる就職について、その就職の日（以下「就職日」という。）における年齢が20歳以上の者で、申請時直近の2年間、津山圏域外に住所を有しており、補助金の交付を受けて本市へ住居を移転し、定住しようとするものをいう。ただし、事業所の人事異動等による転入等、定住しないことが明らかである者は除く。

(6) 市税等 市（区）町村税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、この告示の施行の日以後に就職し、及び賃貸住宅の賃貸借契約を締結した移住者又は申請時の直近まで県外の大学等に通学していた者であって、この告示の施行の日以後に住居を本市に移転したもの(申請時の直近まで本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。)のうち市長が特に認めるもの(以下「Uターン学生」という。)で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする移住者又はUターン学生(以下「申請者」という。)が、津山圏域内の事業所への就職又は津山圏域内での創業若しくは就農を機に賃貸住宅に住居を移転していること。
- (2) 賃貸住宅に入居する申請者及び世帯員の全てが、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 申請者の就職日が、住民登録をした日から90日を経過していないこと。
- (4) 申請者が、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の学生、公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でないこと。
- (5) 賃貸住宅に入居する申請者及び世帯員(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族及び未成年者を除く。第6条第4号及び様式第1号において同じ。)の全てに市税等の滞納がないこと。
- (6) 申請者が、過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 申請者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(次条第1項第1号において「補助対象経費」という。)は、申請者が賃貸借契約を締結した賃貸住宅に係る家賃とする。ただし、就職した事業所から住居手当の支給を受けている場合は、これを差し引いた額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額及び交付の対象となる期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象経費の2分の1の額とし、月額15,000円を上限とする。ただし、算出した1月当たりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を1月当たりの補助金の額とする。
- (2) 補助金の交付の対象となる期間は、最初に家賃の全額を支払った月又は就職日を含む月のいずれか遅い月から12箇月以内とする。

- 2 就職日における年齢が20歳以上24歳以下である申請者又は満18歳以下である子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。）と賃貸住宅に同居する申請者の補助金の上限額は、前項第1号の規定にかかわらず、月額3万円とする。  
（交付申請）

第6条 申請者は、津山市就職促進家賃助成事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、移住者にあつては就職日又は賃貸住宅の賃貸借契約の締結日のいずれか遅い日から、Uターン学生にあつては住居を移転した日から3箇月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 採用及び住居手当等支給証明書（様式第3号）又は自営業等従事申立書（様式第4号）
- (2) 賃貸住宅に入居する世帯員全員の住民票の写し
- (3) 移住者にあつては申請時直近の2年間、津山圏域外に住所を有していたことが分かる住民票又は戸籍の附票の写し、Uターン学生にあつては在学期間中に本市に住所を有していたことが分かる住民票又は戸籍の附票の写し
- (4) 賃貸住宅に入居する申請者及び世帯員の直近の市税等の完納証明書
- (5) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付開始月から6月を経過するごとに当該経過する日の翌日から30日以内に津山市就職促進家賃助成事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃の領収書の写し又は家賃を支払ったことが分かる書類
- (2) 在職証明書（様式第6号）又は自営業等従事申立書（様式第4号）
- (3) 賃貸住宅に入居する世帯員全員の住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、当該交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の規定による通知を受けた日から30日以内に津山市就職促進家賃助成事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、補助金を前項の請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金の交付開始月から12月を経過する前に賃貸住宅の賃貸借契約を解約し、事業所を退職し、事業を廃業し、又は離農をしたとき。

（2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金を既に交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、当該返還命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（暴力団員の排除）

第10条 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等と認められる者は、補助金の交付を申請することができない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年7月1日から施行する。

（失効等）

2 この告示は、平成34年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。

ただし、失効日前にこの告示の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者について

は、この告示は、失効日以後も、なおその効力を有する。

付 則（平成31年3月31日告示第270号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の津山市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱に定める様式により作成された用紙のあるときは、この告示の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。